令和８年第９回総社市農業委員会総会議事録

１　　開会　　令和８年８月１０日（月）　　午後１時３０分

２　　閉会　　令和８年８月１０日（月）　　午後３時１分

３　　場所　　総社市役所６階　会議室６０２・６０３

４　　出席または欠席した農業委員

出席　１４人

１番　綾部　英男	２番　大塚　光男
３番　藤井　久美	４番　河田　健雄
５番　定井　正雄（会長）	６番　渡邉　豊
７番　秋山　陽太郎（農地担当）	８番　平田　正勝
９番　髙谷　幹晴	１０番　林　　明倫
１１番　小西　忍（会長代理）	１２番　澁江　隆司
１３番　仮谷　昌典（農政担当）	１５番　若林　勤

欠席　　１人

１４番　渡邊　則文

５　　出席した農地利用最適化推進委員

出席　　１７人

石尾　弘	海野　宏道	最相　信雄	武田　治紀	永野　直樹	三村　茂芳
赤木　謙介	石原　伊佐夫	大森　安男	澁谷　孝	竹内　功次	大月　泉
杉岡　賢二	横田　勝	赤澤　康宏	劒持　孝明	小池　英司	

６　　職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長　前谷　学　　次長　石川　浩二　　主任　角田　祥

７　　議事録署名委員

３番委員　　４番委員

８　本日の議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　会期の決定

第３　付議事件

議案第３１号　農地法第３条の規定による農地等の許可申請について

議案第３２号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第３３号　農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第３４号　農業振興地域整備計画の変更等について

報告第２３号　農地法第３条の３の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第２４号　農地法第４条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第２５号　農地法第５条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第２６号　農地法第６条の規定による農地所有適格法人の報告について

第４　その他

９　付議事件及びその結果

原案どおり可決

１０　議事経過の概要

次のとおり

開会　午後１時３０分

（会長）

【開会挨拶】

（会長）

それでは，只今より令和８年第９回総社市農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席は，農業委員が１４名，１４番委員から欠席届が提出されております。

農業委員会等にする法律第２７条第３項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。

本日の議事日程は，皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので，皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に，総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし，議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

【日程第１　議事録署名委員の指名】

（会長）

日程第１，議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は，総社市農業委員会会議規則第３３条の規定により，３番委員，４番委員を指名いたします。

【日程第２　会期の決定】

（会長）

次に，日程第２，会期の決定を行います。

本総会の会期は，総社市農業委員会会議規則第５条の規定により本日１日限りと決定いたします。

【日程第３ 付議事件】

（会長）

次に，日程第３ 付議事件の審議に入ります。

秋山委員，よろしくお願いいたします。

【議案第３１号　農地法第３条の規定による農地等の許可申請について】

（農地担当）

最初に，総会に関しましては，議事録作成のため録音をしていますので，挙手をし議席番号を言ってから発言するようお願いいたします。

それでは，議案第３１号，農地法第３条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

それでは，事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【議案第３１号　農地法第３条の規定による農地等の許可申請について朗読】

今回の申請件数は４件になります。

【受付番号２５番】

（農地担当）

それでは２ページの２５番，清音三因の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

（１５番委員）

７月２４日に現地確認等を行いました。

今回の申請は，兄弟間での贈与になります。

申請地は，長年，●さんが家庭菜園として耕作されております。また，●さんは農機具も揃えており，特に問題はないと思います。

よろしくお願いいたします。

（農地担当）

それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

２５番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，２５番は許可されました。

【受付番号２７番】

（農地担当）

次に，下原の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

（１２番委員）

下原●●番の田に関する説明でありますが，受人と渡人との関係は，姉妹であります。受人が妹で，今回の申請は姉である●●さんから話があったようです。申請地は長年，●●●●の家族が耕作をしていまして，耕作者は変わらないので，特に問題はないのかなと。

●さんの家族ですが，家族数としては３人，●●●さんのご主人が健康面があって主力から外れていますが，その代わりとして，●●●さんの次男が下原地内に住んでいて，耕作している者は，●●●さん，長男，次男の３人で耕作をされていますので，本件は問題ないものと思います。

よろしくお願いをいたします。

（農地担当）

同地区の推進委員であります，澁谷委員から補足がありましたら，お願いをいたします。

（澁谷委員）

補足事項はありません

よろしくお願いをいたします。

（農地担当）

それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

２７番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，２７番は許可されました。

【受付番号２８番】

（農地担当）

続きまして２８番，北溝手及び黒尾の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。２地区にまたがっていますので，筆数の多い黒尾地区の委員から報告をお願いいたします。

（１０番委員）

この件につきましては，石尾推進委員へ調査をお願いしていますので，よろしくお願いいたします。

（石尾委員）

この申請でありますが，以前から●●さんが処分をしたいということで，現在，田はかなり荒れている状態であります。このようなことから，●●さんが購入するという話になりました。

取得後は，稲，野菜を作付けする予定であります。農機具はコンバイン１台，田植え機１台，トラクター２台，散布用ドローンが１台であります。現在の耕作面積は，１反６畝を１人で行っていますが，今回から臨時雇用４人を入れて，耕作以外の畔の草刈りや水利管理を厳重に行うということでした。

以上のことから，特に問題はないと思いますので，よろしくお願いをいたします。

（農地担当）

それでは，北溝手の農地も含まれていますので，三須，服部地区の委員からの報告をお願いいたします。

（２番委員）

この申請につきましては，永野推進委員から報告をお願いしたいと思います。

（農地担当）

それでは，永野推進委員からお願いをいたします。

（永野委員）

石尾推進委員の報告のとおりであります。

北溝手につきましては，●●●●●●●●●を南に行った所になります。

申請地は，現在，草がかなり茂っている状態でなので，耕作をするには，草刈りをしなければならないと思います。

用水は，すぐ近くにありますので耕作には便利がいいと思います。

ご審議の程，よろしくお願いをいたします。

（農地担当）

受人の耕作状況についても調査をしていただいております。

最相委員から，お願いいたします。

（最相委員）

受人は，●●●●の西側の農地を購入されたのですが，現在，草刈りはされており，耕作する準備をされている状態でありました。

以上であります。

（農地担当）

最相委員，確認になりますが，受人が所有している農地は，管理がされているということでよろしいでしょうか。

（最相委員）

はい。

（農地担当）

分かりました。

委員から，臨時雇用を入れるという報告もありましたが，それらに関しましても何かご意見等ありましたら，お願いをいたします。

（１３番委員）

受人の方について，１，６５８平方メートルの農地がありますが，管理をされている農地の面積と合うのでしょうか。これ以外に農地があるのかなと思ったので，その確認ということであります。

（７番委員）

最相委員からのお答えがあった管理されている農地は，２筆なのですが，これが受人の耕作地，１，６５８平方メートルであります。

（１３番委員）

分かりました。

（最相委員）

受人の農地は２筆あります。

作付けをしている所と，これから作付けしようとして草刈りをしている所の両方があります。

（農地担当）

それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

２８番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，２８番は許可されました。

【受付番号２９番】

（農地担当）

続きまして２９番，岡谷の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

（９番委員）

申請地は，●●●●●の東にある農地であります。

７月２２日に受人の自宅にて面談をしました。

この農地は相続した農地でありますが，渡人が農業が出来ないことから，申請地の東側に自宅のある受人に売却することとなり，今回，申請をしたものです。

受人は，農業機械のトラクターなど一式を揃えています。現在も水稲や野菜を栽培しており，農地も適正に管理されております。

問題ない案件と考えておりますので，よろしくお願いをいたします。

（農地担当）

小池推進委員，補足がありましたらお願いをいたします。

（小池委員）

９番委員の説明のとおりで，付け加えることはありません。

よろしくお願いいたします。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

２９番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，２９番は許可されました。

以上で，議案第３１号の審議は全て終了いたしました。

【議案第３２号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請について】

（農地担当）

次に，議案第３２号，農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請について，を議題といたします。

それでは，事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【議案第３２号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

今回，第４条の議案は２件です。

内容につきましては，５ページをご覧ください。

農地法では，転用行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合，農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合，その他の周辺農地に係る営農状況に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には許可することができないとされています。

このことから，提出されております被害防除計画書，土地利用計画を基に農業委員，農地利用最適化推進委員，事務局職員とで申請地の現地調査を行っております。

【受付番号５番，６番】

（農地担当）

それでは，５ページの５番，井手の件でありますが，６番と関連がありますので，一括審議とさせていただきます。

それでは，５番，６番につきまして，現地調査の報告をお願いいたします。

（１番委員）

８月５日に現地調査を行いました。

申請地の東は宅地，西は道路，南が道路，北が宅地と道路です。

周辺に農地はなく問題ないと判断しました。

以上です。

（農地担当）

それでは，地元委員からの説明をいたします。

（７番委員）

貸露天駐車場の案件であります。

東総社中原線に面した農地になります。隣地に●●●●●●●●●がありますが，そこへの貸駐車場という案件で２筆は隣接してます。

詳細は地元の推進委員であります最相委員からお願いいたします。

（最相委員）

２筆の申請地の周りには，農地はありません。よって，農地への影響は問題ないかと思います。

以上です。

（農地担当）

それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

（主任）

農地区分ですが，２件とも市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり，おおむね１０ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで，第２種農地と判断しています。

以上です。

（農地担当）

これらの件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

５番，６番，これらの件を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，これらは許可されました。

以上で，議案第３２号の審議は終了いたしました。

【議案第３３号　農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について】

（農地担当）

次に議案第３３号，農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について，を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【議案第３３号　農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

今回，第５条の議案は３件です。

内容につきましては，７ページをご覧ください。

【受付番号１４番】

（農地担当）

それでは，７ページの１４番，岡谷の件について，現地調査の報告をお願いいたします。

（１番委員）

８月５日に現地調査を行いました。

申請地周辺の東が道路，西が農地，南が宅地，北が農地であります。

現況は，東，西，北部分は，コンクリートブロックで土砂の流出のおそれはありません。雨水については，宅地内の桝で受けて水路に流します。生活排水につきましては，下水道へ流しますので用水への影響はありません。建物は２階建て高さ約７メートルで日照・通風の問題はなく周辺農地への影響はないと判断しました。

以上であります。

（農地担当）

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

（９番委員）

現地調査の報告のとおりで，周辺農地への影響はないと思われますので，よろしくお願いをいたします。

（農地担当）

小池推進委員，補足がありましたらお願いいたします。

（小池委員）

補足はありませんので，よろしくお願いをいたします。

（農地担当）

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

（主任）

農地区分ですが，甲種農地，第１種農地，第２種農地，第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第２種農地と判断しています。

以上です。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

１４番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，１４番は許可されました。

【受付番号１５番】

（農地担当）

続きまして，１５番，小寺の件について，現地調査の報告をお願いいたします。

（１番委員）

８月５日に現地調査を行いました。

申請地周辺は，東に道路，赤線，西と南が道路，北が宅地であります。

申請地東側にはコンクリートブロックをしますので，土砂の流出のおそれはありません。生活雑排水は合併浄化槽で処理します。建物は２階建てで高さ約７メートルで，日照・通風の問題はなく周辺農地への影響はないと判断しました。

以上であります。

（農地担当）

それでは，地元委員からの説明を行います。

（７番委員）

当該農地でありますが，●●●北，●●●●●●●●●の南に●●●●●●●●●●がありま す。これの斜向かいになります。

現況に関しては，報告のとおりであります。

申請地の東側は道に接してはいるのですが，説明にもありましたが，赤線，畔道があり直接の隣地ではないのですが，畔を挟んで果樹を営農されています。北は宅地，西は道路でありますが，東側に営農をしていること。今回の申請地が東側の農地より高くなっています。

地元委員としまして，東側の農地で営農している方とも相談をしまして確約書を取らさせていただきました。近隣の農地で同じような状況のときに同様のものを取っております。朗読させていただきます。申請地は省略させていただきます。「東側農道を挟んで小寺●●●●番地，●●●●番

●に農地があることを認識しております。農地を耕作，管理するうえで適正な時間に草刈り機やトラクター等を使用することや，農薬散布に対して苦情は申し上げません。よって，後日のため確約書を提出します。」という確約書を作成していただいております。この確約書を申請代理人が１部と，受人と渡人の地主と隣地で耕作をされている方にそれぞれ確約書を持っていただくようにしています。かつ，担当委員であります私が複写を持つようにしております。それを受けたうえで地元委員として問題なしと判断をさせていただきたいと思っております。

以上のことをもちまして，今回の転用，地元委員といたしまして問題ないと考えていますので，よろしくお願いいたします。

（農地担当）

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

（主任）

農地区分ですが，市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり，おおむね１０ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで，第２種農地と判断しています。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

１５番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，１５番は許可されました。

【受付番号１６番】

（農地担当）

続きまして，１６番，地頭片山の件について，現地調査の報告をお願いいたします。

（１番委員）

８月５日に現地調査を行いました。

申請地東は水路，西が農地，南が宅地，北が農地であります。

北と西には，コンクリートブロック擁壁を設置するため，土砂の流出の問題はありません。生活排水につきましては，合併浄化槽で処理するので問題ありません。建物は高さ約４メートの平屋建てのため日照・通風については問題なく周辺農地への影響はないものと思います。

以上であります。

（農地担当）

それでは，この件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

（９番委員）

現地の状況については，１番委員の報告のとおりであります。

申請地は，●●●●●の西側になります。周辺農地への営農状況ですが支障はないと思いますので，よろしくお願いをいたします。

（農地担当）

それでは，小池推進委員，補足がありましたらお願いいたします。

（小池委員）

特に補足はありません。

（農地担当）

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

（主任）

農地区分ですが，駅，市役所等の周囲おおむね５００メートル以内の区域内にある農地ということで，第２種農地と判断しています。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

１６番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，１６番は許可されました。

以上で，議案第３３号の審議は全て終了いたしました。

【議案第３４号　農業振興地域整備計画の変更等について】

（農地担当）

次に議案第３４号，農業振興地域整備計画の変更等について，を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【議案第３４号　農業振興地域整備計画の変更等について朗読】

今回，農業振興の除外申し出といたしまして，総社地区が６件，山手地区が２件の合計８件，編入申し出としましては，総社市地区が１件提出されております。

これらにつきましては，７月３０日に農業委員による現地調査を行っております。

農業振興地域整備計画及び地域計画ともに，区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から，申し出があった変更による農業上の支障の有無について，農業委員会として意見を述べるものであります。

具体的な確認項目といたしましては，農用地の集団性の阻害とならないか。代替性の有無はどうか。将来的な農業上の利用の観点から支障がないか。効率的かつ安定的な農業経営に支障がないか。土地改良施設の有する機能に支障がないか等になります。

除外後の用途及び内容の詳細につきましては，本日配布させていただきました別添資料をご確認ください。

（農地担当）

それでは，事務局から説明のありました農業振興地域整備計画の変更について審議したいと思います。

【総社１番】

（農地担当）

総社１番，西阿曽地区の件であります。

この件つきましては，宅地への進入路及び宅地の拡張の申請，是正案件であります。

申請者は平成１１年に親から土地を譲り受けて現在の場所に住んでいます。昨年，父親が亡くなりまして，土地を分割して相続をした際，住宅の敷地，車の進入路が農地へはみ出していることが判明しました。車の進入路はなくてはならないものであるため，是正しようとするものであります。

それでは，現地調査等の報告をいたします。

（７番委員）

この件につきましては，先ほど述べました理由から農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であると考えられます。また，農用地の利用の集積，農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能についても支障を及ぼすことはないと考えられます。

以上，現地調査をし判断をしております。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

意見がないようでしたら，総社１につきては，農振からの除外については，意見なしとしてよろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（農地担当）

それでは，意見なしとさせていただきます。

【総社２】

（農地担当）

次に総社２，場所は槙谷になります。

農家住宅の敷地拡張及び進入路及び農業用倉庫の申請で，これも是正になります。

申請者は，現在，井尻野の借家及び槙谷で暮らしています。隣地であります槙谷●●●●番●には古い住宅があり，その建て替えをしようとしています。北側宅地と申請地を含めて農家住宅の建て替えを予定しているため，申し出地を農家住宅の敷地の拡張及び進入路として利用することを計画いたしました。既存の農業用倉庫は，農地転用の手続きを済ませており，農業振興地域の除外をしていなかったことが判明したため，是正をし，すべてを農家住宅の敷地として利用するものであります。

それでは，現地調査等の報告をいたします。

（７番委員）

この件につきましては，先ほど述べました理由から農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であると考えられます。また，土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれ，農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれ，農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上，現地調査をし判断をしております。

（農地担当）

これらのことを踏まえまして，ご意見等ありませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

総社２については，意見なしとしてよろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（農地担当）

それでは，意見なしといたします。

【総社３】

（農地担当）

次に総社３，場所は刑部地区になります。

農家住宅を目的とした申請になります。

申請理由は，申請者夫婦は，親世代と連携しながら地域農業に継続的に従事していく意向を示しており，経験豊富な父から直接指導，助言を受けられる今のうちに，農作業全般を実践的に習得し，早期に自らの力で耕作管理一式を担えるようになりたいとの強い意欲を有しており，農地法第３条による使用貸借で農地も取得しております。営農継続性及び農地保全の観点から，農地に近接した場所に居住することが，合理性が高いと考え本件申請地を選定したものであります。

それでは，現地調査の報告をいたします。

（７番委員）

この件につきましては，先ほど述べました理由から農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であると考えられます。また，土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれ，農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれ，農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと考えております。

以上，現地調査をし判断をしております。

（農地担当）

これらのことを踏まえまして，ご意見等ありませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

総社３については，意見なしとしてよろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（農地担当）

それでは，意見なしといたします。

【総社４】

（農地担当）

次に総社４，山田地区になります。

墓地，拝み場，進入路，管理地の申請になります。

申請者は大阪で暮らしています。高齢となり総社へ戻り，兄の墓地の隣に申請者の墓地を作ることを計画しました。申し出人が所有する土地はありません。近々，兄のいる実家に帰ってきて農地や墓地の管理を兄と一緒にするつもりであります。墓地を作る場所について周辺土地を検討しましたが，実家から近く通いやすい人目のつかない場所で，兄の墓地の隣で管理しやすい場所は他になく，当該農地を選定したものです。

それでは，現地調査等の報告等をいたします。

（７番委員）

今回の申請につきましては，先ほど述べました理由から農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であると考えられます。また，土地の農業上の効率的かつ総合的な利用，農用地の利用の集積，農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすことはないと考えられます。

以上，現地調査をし判断をしております。

（農地担当）

これらのことを踏まえまして，ご意見等ありませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

総社４については，意見なしとしてよろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（農地担当）

それでは，意見なしといたします。

【総社５】

（農地担当）

次に総社５，三輪地区の案件になります。

本案件は，駐車場の拡張及び土留めコンクリートの申請であります。

これも是正案件であります。

申請部分につきましては，既存の土留めが老朽化していたため，境界を確認せずに土留めを補強するためにコンクリート擁壁を施工しました。その後，境界を確認した結果，申し出地側に施工していることが判明したため，是正することになりました。なお，申請部分につきまして，現在，車を１台所有しており玄関前に駐車していますが，出入りが困難であり，来客用の駐車スペースもな

いため，２台分の駐車場として申請するものであります。

それでは，現地調査の報告をいたします。

（７番委員）

この件については，農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であると考えられます。また，土地の農業上の効率的かつ総合的な利用，農用地の利用の集積，農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすことはないと考えられます。

以上，現地調査をし判断をしております。

（農地担当）

これらのことを踏まえまして，ご意見等ありませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

総社５については，意見なしとしてよろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（農地担当）

それでは，意見なしといたします。

【総社６】

（農地担当）

次に総社６，窪木地区の件になります。

この件につきましては，車庫と浄化槽の設置，是正案件であります。

申し出人の父親が生前，平成８年に農家住宅の離れを新築した際に，現在の車庫と浄化槽を設置するとともに一部を通路として利用していたことが，今回，判明したため是正しようとするものであります。

それでは，現地調査の報告をいたします。

（７番委員）

この件については，先ほど述べました理由から農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であると考えられます。また，土地の農業上の効率的かつ総合的な利用，農用地の利用の集積，農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼさないと考えられます。

以上，現地調査をし判断をしております。

（農地担当）

これらのことを踏まえまして，ご意見等ありませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

総社６については，意見なしとしてよろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（農地担当）

それでは，意見なしといたします。

【山手１】

（農地担当）

次に山手１，宿地区の案件になります。

この件つきましては，自己用住宅の申請です。

申出者は，現在，倉敷市沖の借家に夫と２人で居住しているが，家事道具も増え手狭になってきたため，現居住を退去し，申し出地に住宅を建築することを計画しました。申し出地は，申し出者の勤務先に現住居よりも近くなり，通勤するのに便利のよい土地にとなっている。また，夫の勤務先にも近く，将来子供をつくる予定でもあるため，お互いに勤務先に近い申し出地に住宅を建築し，生活の基盤を整えていきたいと考え選定することに至ったものであります。

それでは，現地調査等の報告をいたします。

（７番委員）

この件につきまして，現地調査をした際に気になる点がありました。

農地の集団化及び効率的利用への影響について，本計画地は農用地区域としては端に位置するものの隣地の農地等の小規模な単位でみると，農振農用地の中央部であると見受けられます。そのため当該区域からの除外及びそれに伴う転用が，周辺の農用地における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないか，また，農用地区域の分断を招かないかについて，検討される必要があるのではないかと思います。集団としましては端になるのですが，端のなかでも続いていた農振を分断するのではないかと思っております。

（農地担当）

これらのことを踏まえまして，ご意見等ありませんでしょうか。

この地区の９番委員，意見がありましたらお願いをいたします。

（９番委員）

只今，説明のあったとおりだと思います。

（農地担当）

総会で，農振除外について検討をしていますが，検討の内容，総社地区１から６については意見なしとして，この後，行われる農振除外の審議会で審議するようになります。その際に，山手１に

関しては農地の分断について検討が必要であると農業委員会の意見として挙げてはどうかなと，その意見を審議会で審議してもらうことになるのかなと考えております。地元の９番委員からも賛成の意見がありました。

他に意見がありましたら，お願いをいたします。

（劔持委員）

北側に道路が面していると思うのですが，そこから入ることではいけないのでしょうか。

（農地担当）

今回の申請地，図面を見ると青色部分が申請地であります。この北側，色が着いていない所を宅地化，それに絡む農振除外になります。

推進委員が言われたのは，その北側の道からの進入を考えてはということでしたが，そのことに関しまして，現地調査時にも同じような話が出ました。進入自体は構わないのですが，下水道への接続が南側市道で必要らしく，それに伴い今回の申請があったようであります。

農業委員会としては農地の分断，集団性をチェックしなければならないのかなと思います。

（劔持委員）

分りました。

（農地担当）

他にありませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

他になければ，農地の分断性，集団性の阻害について検討を要すること。劔持委員からもありました進入の計画について再度，検討をしていただくという２点について農業委員会の意見として挙げさせていただければと思います。

いかがでしょうか。

（委員）

はい。

（農地担当）

それでは，山手１に関しましては，先ほどの２点に関しまして農業委員会の意見としてさせていただきます。

【山手２】

（農地担当）

次に山手２，岡谷地区の案件になります。

この件につきましては，自己用住宅の申請です。

申出者は，現在，総社市中原の借家に夫婦２人で居住していますが，家事道具も増え手狭になってきたため，現居住を退去し，申出地に住宅を建築することを計画しました。申出地は，申出者の勤務先に現住居よりも近く，通勤するのに便利のよい土地にとなっており，仕事や家事の両立がしやすい環境であるため選定するに至ったとのことであります。

それでは，現地調査の報告をいたします。

（７番委員）

この件につきましては，先ほど述べました理由から農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であると考えられます。また，土地の農業上の効率的かつ総合的な利用，農用地の利用集積，農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすことはないのかなと考えております。

現地調査時での話になるのですが，この一団の農振地区に関して端から入り始めたこと。このままズルズルと農振地区へ入っていく可能性があるのではないかという意見も出ておりました。

実際には，水路であったりとか，通し田等の兼ね合いや進入の関係も出てくるとは思いますが，一団の農振地区のことを考える必要はあるのかなと考えております。

この件につきまして，何かありましたらお願いをいたします。

これも一般住宅に関するものであります。

９番委員，何かありましたらお願いいたします。

（９番委員）

７番委員の発言のとおり，ここをすると次にもあるのではないかと思います。そのことに注意していただいて検討していただければと思います。

（農地担当）

この件に関しましては，特に問題ないと思っているのですが，今後，農振地区に進出していくかどうかという懸念があるということでこれも意見として考えております。

他にありませんか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは，山手２に関しましては意見なしとします。ですが，そもそも集団性への懸念等に関して，検討が必要であるとの意見を申し添えたいと思いますので，よろしくお願いをいたします。

【編入１】

（農地担当）

この編入につきまして，福井地区になります。

当該土地は現在の営農に加え，将来的には後継者を含めた継続的な農業経営を予定している農地

である。周辺農地との集団性も高く，農業振興及び農地保全の観点から農用地区域へ編入する申請がなされました。

添付資料を見ていただければと思います。

南側隣地は農振地区であります。そこに隣接している農地ということで，今後の営農も見込まれることから，農振地区からの編入申請がなされております。

このことに関しまして，何かご意見ありましたらお願いいたします。

（７番委員）

地元委員として発言いたします。

申請地の南側に関しましては，総社地区の中では大きい水田地，農振地区が広がっております。その北東側の端に隣接している農地であります。一時期，荒れていた時もあるのですが，現状，管理をされている農地であります。営農の継続が見込まれるので農振地区への編入について，地元委員としては問題ないものと思います。

（農地担当）

この件に関しまして，ご意見等ありませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

なければ，この編入につきまして，意見なしということでよろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（農地担当）

それでは，編入につきましては，意見なしとさせていただきます。

以上，除外につきましては，総社地区が６件，山手地区が２件，編入に関しまして総社地区１件でございました。

これら全体に関しまして，何かありましたらお願いをいたします。

（１３番委員）

今回の農振除外申請，調査について私も現地調査しましたが，農家住宅と一般住宅には違いがあると思います。一般住宅の代替性・必然性について厳格に検討しなければならないと思っています。また，これからも農業委員会として地元の農地を守るという観点から，情報共有等日々の農地パトロール等を活かしながらやっていければと思いますので，よろしくお願いいたします。

以上です。

（農地担当）

今回の議案につきまして，農業委員会としての意見を改めて確認をさせていただきます。

一般住宅の２件については，代替性・必然性について厳格に検討を要すること。

山手１については，農地の分断性，集団性の阻害について検討を要すること。また，進入の計画

について再度，検討を要することを農業委員会の意見としてすることとしてよろしいか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

ありがとうございました。

日程は未定でありますが，今回の農業委員会等からの意見を受けたうえで農振除外の審議会が開催されます。その審議会には，さまざまな関係者が出席されます。農業委員会からは，会長と私が委員として出席いたします。

以上で，議案第３４号の審議は全て終了いたしました。

【報告第２３号　農地法第３条の３の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

（農地担当）

次に，報告事項に入ります。

報告第２３号について，事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【報告第２３号　報告書について朗読】

【報告第２４号　農地法第４条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

（農地担当）

次に，報告第２４号について，事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【報告第２４号　報告書について朗読】

【報告第２５号　農地法第５条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

（農地担当）

次に，報告第２５号について，事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【報告第２５号　報告書について朗読】

【報告第２６号　農地法第６条の規定による農地所有適格法人の報告について】

（農地担当）

次に，報告第２６号について，事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【報告第２６号　報告書について朗読】

【報告事項】

（農地担当）

２２ページは，その他報告事項となっております。

以上で，本日付議された議案につきましては，全て終了いたしました。

本日許可された議案につきましては，速やかに許可書を交付するものといたします。また，開発許可等同時許可が必要なものにつきましては，同時許可といたします。

本日の許可件数は，３条関係が４件，４条関係が２件，５条関係が３件でありました。

農業振興地域整備計画の変更等について，意見がないものは意見なしとし，個別で意見があるものは，それぞれの意見を付けさせていただきました。

ご協力ありがとうございました。

（会長）

ありがとうございました。

【日程第４ その他】

（会長）

それでは，日程第４その他に入ります。

委員の方から，何かありませんか。

（１２番委員）

【果樹の盗難について】

（会長）

事務局から事務連絡をお願いいたします。

（主任）

【公務災害補償について】

【現地調査予定表について】

【活動記録セットの配布について】

【集合写真の配布について】

【新任農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修会について】

【次回の現地調査について】

【次回の総会について】

（会長）

それでは，会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

（会長代理）

【閉会挨拶】

閉会　午後３時１分